

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（平成29年10月1日号）

【今号の内容】

- 「働き方改革」シンポジウムを開催します
- 「とちぎ女性活躍応援フォーラム2017」を開催します
- 女性向け就活&キャリアアップセミナー
- ママのための就活講座
- ハラスメント対応特別相談窓口を開設します
- ハラスメント防止対策セミナーの御案内
- 改正育児・介護休業法について
- 最低賃金の改定について
- 「無期転換ルール取組促進キャンペーン」について
- 10月は年次有給休暇取得促進期間です
- 全国労働衛生週間
- 毎月第3日曜日はふれあい育む「家庭の日」
- 平成29年度とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金の対象学生募集
- 労政とちぎ9月号を発行しました

---

「働き方改革」シンポジウムを開催します

---

「働き方改革」は、働く人の視点に立って労働制度の抜本改革を行い、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持ち得るようにするものです。

このシンポジウムでは、平成29年3月に国で決定した「働き方改革実行計画」を受け、「働き方改革」の意義や必要性を解説するとともに、県内企業の取組事例を紹介します。

どなたでも無料で参加できますので、是非お申し込みください。

- 1 テーマ 働き方改革で魅力ある職場づくり  
～誰もが活躍できる職場を目指しませんか～
- 2 日時 平成29年10月20日（金）13:30～16:00
- 3 場所 栃木県庁研修館4階講堂  
（宇都宮市塙田1-1-20）
- 4 内容
  - (1) 基調講演  
演題：働き方改革について（仮）  
講師：渥美 由喜 氏  
内閣府地域働き方改革支援チーム委員  
（兼務 東レ経営研究所）
  - (2) パネルディスカッション  
県内取組企業3社

5 参加費 無料

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/hatarakikatakakakushinpijiumu.html>

---

「とちぎ女性活躍応援フォーラム2017」を開催します

---

男女がともに生き生きと活躍するためのヒントがいっぱいのイベントです！

みなさんのご来場をお待ちしています！

1 日時 平成29年11月10日（金）14:00～16:30（開場13:30）

2 場所 栃木県総合文化センターサブホール

3 内容

【第1部】「男女生き生き企業」表彰式

【第2部】基調講演

「来る大介護時代のイクボスになるには  
～女性活躍とワーク・ライフ・バランス～」

講師：(独)労働政策研究・研修機構

働き方と雇用環境部門

主任研究員 池田 心豪 氏

【第3部】パネルディスカッション

「男女ともに活躍できる職場を目指して」

コーディネーター：(有)フェードイン代表 工藤 敬子 氏

(ワーク・ライフバランスコンサルタント)

パネラー：池田 心豪 氏（基調講演講師）

男女生き生き企業表彰 受賞企業等

4 定員 400名

5 申込期限 10月31日（火）

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.tochigi-woman-navi.jp/topics/page.php?id=326>

---

女性向け就活&キャリアアップセミナー

---

とちぎジョブモールでは、就活中の方、キャリアアップしたい女性の方を対象に次のとおりセミナーを開催いたします。是非御参加ください。

1 日時 平成29年10月10日（火） 14:00～16:00

2 場所 とちぎジョブモール

- 3 参加費 無料
- 4 参加対象 女性の方
- 5 内容 就活女子の必勝講座『自己アピール・志望動機』  
面接のプロ直伝！  
きらりと光る自己アピールと印象に残る志望動機の伝え方
- 6 講師 山本 果奈 氏  
ヤマゼンコミュニケーションズ(株)取締役

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

[http://www.tochigi-work2.net/shisaku/josei/josei\\_h29.pdf](http://www.tochigi-work2.net/shisaku/josei/josei_h29.pdf)

---

### ママのための就活講座

---

とちぎジョブモールでは、そろそろお仕事に復帰したい。家庭と仕事を両立したい。そんなキラキラママの方を対象に次のとおりセミナーを開催いたします。  
是非御参加ください。

- 1 日時 平成29年10月17日(火) 14:00～16:00
- 2 場所 ぷらっと とちぎ生涯現役シニア応援センター  
(とちぎジョブモール3階)
- 3 参加費 無料
- 4 参加対象 母親など
- 5 内容 自分磨き編  
『ビジネスマナー&コミュニケーション』  
マナー&コミュニケーションを磨いて、  
就活、仕事、ママ友関係オールOKを目指しましょう。
- 6 講師 富沢 三輪子 氏  
オマーージュ代表  
接遇コンサルタント

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.tochigi-work2.net/shisaku/josei/mamazemi-H29.pdf>

---

### ハラスメント対応特別相談窓口を開設します

---

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。  
このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラス

メントを防止する措置が事業主に義務付けられました。

栃木労働局では、雇用環境・均等室に「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設しています。

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください。

○栃木労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

- 1 所在地 宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎
- 2 期間 平成29年10月2日(月)～平成29年12月28日(木)
- 3 受付時間 8時30分～17時15分(閉庁時刻)
- 4 その他
  - ・匿名でも大丈夫です。プライバシーは厳守します。
  - ・相談は無料です。

「職場でつらい思いをしていませんか？職場のハラスメントの解決を労働局がお手伝いします」リーフレットはこちら(↓)

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/20160405sougoutekiharasumento.pdf>

相談窓口の詳細はこちら(↓)を御覧ください。

[http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/kobetsu\\_roudou\\_funsou.html](http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/kobetsu_roudou_funsou.html)

---

#### ハラスメント防止対策セミナーの御案内

---

栃木労働局では、事業主・人事労務担当者や労働者等が、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止の必要性及び法令に基づき必要となる取組について理解を深めるため、セミナーを開催いたします。

また、平成29年10月1日施行の改正育児・介護休業法及び平成30年4月から無期転換申込権が本格的に発生することになる労働契約法の無期転換ルール等についても説明いたします。

- 1 日時 平成29年10月5日(木)  
10:00～12:00
- 2 会場 宇都宮市文化会館小ホール  
(宇都宮市明保野町7-66)
- 3 内容
  - ①職場におけるハラスメント防止対策  
～セクハラ・マタハラ・パワハラ～
  - ②改正育児・介護休業法  
～平成29年10月1日施行～
  - ③労働契約法の無期転換ルール等

#### ④個別相談会

- 4 対象者 事業主、人事労務担当、労働者等
- 5 定員 500名
- 6 参加費 無料
- 7 申込先・お問い合わせ先  
栃木労働局 雇用環境・均等室  
栃木県宇都宮市明保野 1 - 4  
宇都宮市第2 地方合同庁舎  
TEL：028-633-2795  
FAX：028-637-5998

栃木労働局のホームページはこちら（↓）を御覧ください。

<http://tochigi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

---

#### 改正育児・介護休業法について

保育園などに入所できず、退職を余儀なくされる事態を防ぐなどのため、育児・介護休業法が改正され、平成29年10月1日から施行されました。

<改正法の概要>

- 保育園等に入れないなどの場合、育児休業期間を最長2歳まで再延長することが可能になりました。
- 事業主に対し、子どもが生まれる予定の方などに育児休業等の制度などを知らせる努力義務が創設されました。
- 育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が創設されました。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

---

#### 最低賃金の改定について

栃木県最低賃金が時間額800円に！

～発効は平成29年10月1日から～

栃木県最低賃金は、栃木県の区域内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されます。

一般労働者はもちろん、臨時、パート、アルバイト等にも適用されます。なお、特定の産業には特定最低賃金が定められています。

詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室

(028-634-9109)又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

最低賃金に関する厚生労働省のホームページはこちら（↓）を御覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki jun/minimumichiran/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/minimumichiran/)

---

### 「無期転換ルール取組促進キャンペーン」について

---

平成29年9月、10月は「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

無期転換ルールとは、労働契約法の改正により、有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときに、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されるルールのことです。

雇止めの不安などを解消し、安心して働き続けることができる社会を実現することで、労働者は長期的なキャリア形成を図ることができ、また、企業にとっても優秀な人材の確保が可能となります。

厚生労働省では、労働契約法の無期転換ルールに基づき無期転換の申込みが平成30（2018）年度から本格的に行われることを踏まえ、様々な支援を行っています。ぜひご活用ください。

「無期転換ルール」についての詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://muki.mhlw.go.jp/>

---

### 10月は年次有給休暇取得促進期間です

---

10月は年次有給休暇取得促進期間です。

労使一体となって計画的に年次有給休暇を取得しましょう。

1. 働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しませんか？

労使協調のもと、土日、祝日に年次有給休暇を組み合わせて、3日（2日）＋1日以上の休暇を実施しましょう。

2. 年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しませんか？

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に

休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています。

詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/150609-01.html>

---

## 全国労働衛生週間

---

10月1日（日）から7日（土）までは、平成29年度「全国労働衛生週間」です。

労働衛生分野では、治療をしながら仕事をしている方が労働人口の3人に1人と多数を占めているなど、治療と仕事の両立が大きな課題となっているほか、職場におけるメンタルヘルス不調や過重労働、化学物質を原因とする健康障害などが重要な課題となっています。

それぞれの職場における健康管理や職場環境を見直し、だれもが輝くことのできる職場を目指しましょう。

<スローガン>

「働き方改革で見直そう みんなが輝く 健康職場」

全国労働衛生週間に関する詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000170527.html>

---

## 毎月第3日曜日はふれあい育む「家庭の日」

---

家庭は、最も大切な家族のよりどころであり、青少年が基本的な生活習慣や規範意識の基礎を身につけ、人格を形成する上で、大きな役割を担う大切な場です。

そこで、家族みんなが話し合う機会をできるだけ多く持つことにより、絆を深め、明るく楽しい家庭づくりを進めるきっかけとするために、県では毎月第3日曜日を「家庭の日」と定めています。

○家庭では・・・

家族のふれあいを大切にしましょう。

○地域では・・・

ふれあいのある地域づくりをしましょう。

○職場では・・・

仕事と家庭を両立できる、働きやすい職場づくりを進めましょう。

家庭の日に関する詳細はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c07/life/seishounen/seishounen/kateinohi.html>

---

## 平成29年度とちぎ未来人材応援奨学金支援助成金の対象学生募集

---

栃木県では、県内製造業（大企業の場合は、県内に本社機能がある場合に限る。）に就職する大学生等の奨学金返還に係る助成制度を設け、将来の栃木県の産業界を担う人材を募集します。

- 1 募集対象者（平成29年度時点）  
大学3年生・大学院修士1年生・短期大学1年生・  
高等専門学校4年生
- 2 対象奨学金  
日本学生支援機構第一種奨学金、栃木県育英会奨学金
- 3 募集対象人数 50名
- 4 募集期間〔第二期〕 平成29年11月30日（木）まで

申込方法等の詳細は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/work/koyou/koyou/miraijinzaiousyougakukin.html>

---

## 労政とちぎ9月号を発行しました

---

労政とちぎは、労使関係の安定及び労働者福祉の向上を促進するため、労働者の福祉や職業能力の開発・向上、労使関係の法制度の改正、技能五輪全国大会・全国アビリンピックなど、多岐にわたる労働に関する情報を提供する労働情報誌です。

是非ご覧ください。

労政とちぎ9月号はこちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/f06/documents/rouseitochigi.html>



**【配信停止】**

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、  
お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡くださ  
い。

栃木県産業労働観光部労働政策課

[rousei@pref.tochigi.lg.jp](mailto:rousei@pref.tochigi.lg.jp)

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225